

「久留米市基幹系ネットワーク機器賃貸借」に関する
条件付一般競争入札実施要領

久 留 米 市

久留米市は、「久留米市基幹系ネットワーク機器賃貸借」について、以下のとおり条件付一般競争入札を行う。

1. 業務概要

本業務は、令和元年9月末までに、基幹系ネットワーク機器のリプレースを行い、安定稼働を継続させるもの。

1-1. 業務名

久留米市基幹系ネットワーク機器賃貸借

1-2. 業務場所

久留米市役所（各総合支所、その他出先含む）

1-3. 業務内容

「久留米市基幹系ネットワーク機器賃貸借仕様書」のとおりに

1-4. 契約期間

(1) 機器設置

契約締結日の翌日から令和元年9月30日まで

(2) 賃貸借

令和元年10月1日から令和6年9月30日まで

2. 入札参加資格審査

2-1. 資格審査方法

事前審査

2-2. 参加資格

- ① 中核市または政令市での基幹系ネットワークの構築ならびに運用実績が、複数団体あること。
- ② 令和元年6月1日時点で、平成29・30・31年度久留米市競争入札参加資格（物品）を有する者であること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- ④ 久留米市から指名停止措置を受けてないこと。
- ⑤ 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- ⑥ 福岡県内の参加申込者の場合は所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
 - ・久留米市内 県税、市税及び国民健康保険料（個人事業主に限る。）
 - ・久留米市以外の福岡県内 県税
- ⑦ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

2-3. 仕様書等提供の手続き

(1) 仕様書等提供の申請

仕様書等提供申請書（様式第1号）は、事前に電話の上、担当部局へ提出すること。本市が受理した後、仕様書等を渡すものとする。

なお、様式集については、久留米市ホームページよりダウンロードすること。

(2) 提供期間

令和元年5月14日（火）から令和元年5月21日（火）まで

(3) 提供場所

久留米市役所本庁 5F（総務部 情報政策課）

2-4. 質疑・応答

(1) 質問方法

質問がある場合については、件名を次のとおり記載した質問書（様式第2号）を電子メールに添付して、「4. 問い合わせ先」宛てに送付し、着信確認の電話連絡をすること。電話又は高等による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

件名：【会社名】「基幹系ネットワーク機器入札質問書」

(2) 期限

令和元年5月23日（木）午後5時までに必着

(3) 回答方法

令和元年5月28日（火）までに、質問書（様式第2号）に記載したメールアドレス宛に電子メールで回答する。また、質問の回答は本要領の追加または修正とみなす。

2-5. 入札参加申請

(1) 参加に必要な書類

本入札への参加を希望する者は、条件付一般競争入札実施要領、仕様書及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を提出すること。

- (a) 参加申込書（様式第3号）
- (b) 参加資格調書（様式第4号）
- (c) 業務実績調書（様式第5号）

(2) 提出期限および注意事項

令和元年5月28日（火）までに「4. 問い合わせ先」まで郵送または持参すること。

期限までに提出がなかった場合は、「久留米市基幹系ネットワーク機器賃貸借」に関する条件付一般競争入札へ参加出来ないものとする。

(3) 結果通知

入札参加資格審査の結果は、令和元年6月4日（火）までに通知する。なお、審査結果に係る問合せ等は、一切受け付けない。

(4) 経費および遵守すべき事項

(ア) 提出資料作成並びに提出に要する費用はすべて申請者の負担とする。

(イ) 提出資料に虚偽の記載をした場合は、無効となる。

(ウ) 提出資料は、返却しない。

(エ) 提出資料は、公正性、透明性、客観性を期すため公表することがある。

(オ) 提出資料作成のために久留米市から受領した資料等は、久留米市の了解なく公表又は使用することはできない。

3. 入札及び開札について

3-1. 開札日時

令和元年6月7日（金）14時00分

（入札書（様式第6号）の締切は、令和元年6月6日（木）までに久留米市情報政策課へ到達するよう、「一般書留」又は「簡易書留」のいずれかにより入札書を郵送すること。）

3-2. 開札場所

久留米市庁舎5階 501会議室

3-3. 入札方法

郵便入札

3-4. 入札心得

- （1）落札者は、落札日の翌日から数えて6日以内（期間の満了日が久留米市の休日を定める条例（平成元年久留米市条例第35号）第1条第1項に定める市の休日に当たるときは、当該休日の翌日まで）に、久留米市所定の契約書により契約締結すること。
- （2）入札者は、消費税及び地方消費税の課税業者・免税業者を問わず、契約を希望する月額金額（消費税及び地方消費税抜き）を入札書に記載すること。ただし、契約にあたっては入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税を加算した額をもって、契約金額とする。
- （3）入札方法については郵便入札とする。
- （4）入札書は、封筒に入れ、封筒の表面に以下の事項を記載し、「一般書留」・「簡易書留」のいずれかにより、久留米市情報政策課宛に郵送すること。
 - ・業務名「久留米市基幹系ネットワーク機器賃貸借」
 - ・商号又は名称
 - ・「入札書（様式第6号）」在中
- （5）入札辞退は自由とする。ただし、必ず連絡及び入札辞退届（様式第7号）の提出をすること。

3-5. 入札保証金

久留米市契約事務規則第6条及び第7条による。

3-6. 契約保証金

契約金額を1年間当たりの額に換算した額の100分の10以上の契約保証金を納付するものとする。

但し、久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号）第27条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

3-7. 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- （ア）入札参加資格のない者が入札したとき
- （イ）入札金額が予定価格を超えるとき
- （ウ）所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき
- （エ）入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき
- （オ）入札書の記載された事項に誤字又は脱字等があって必要事項を確認できないとき
- （カ）入札書に入札者の記名押印がないとき
- （キ）同一の入札者が2以上の入札をしたとき
- （ク）法令又は入札に関する条件に違反したとき

3-8. 契約条項を示す場所

総務部 情報政策課（久留米市庁舎5階）

4. 問い合わせ先

〒830-8520 久留米市城南町1 5 番地3

久留米市 総務部 情報政策課 (担当: 永川・中道・相園)

電話 0942-30-9060 ファクシミリ 0942-30-9708

電子メールアドレス jimukan@city.kurume.fukuoka.jp